

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和八年九月三日

|   |   |   |         |
|---|---|---|---------|
| 同 | 同 | 同 | 広島県監査委員 |
| 同 | 同 | 同 | 森川家忠    |
| 同 | 同 | 同 | 福知基弘    |
| 同 | 同 | 同 | 門前智     |
| 同 | 同 | 同 | 三田利江子   |